

Student Assistant 制度の創設について

一 創設の経緯

(一) 本学法学部では Student Assistant (略称は S.A.。本稿でも以下この略称を用いる) 制度が二〇〇四年度に創設された。そのきっかけは、二〇〇三年度後半の学部教授会における、本学部小山雅亀教授(当時は教務部長でもあった) による以下のような問題提起であった。

本学には「特色ある学部教育充実費」(以下、「学部教育充実費」という制度が存在する。各学部の教育を充実させるために各学部へ支出がまかされた単年度の予算であり、予算額は学部学生の人数に比例して定められる。法学部はかなり多くの学生を抱えるの

毛 利 康 俊

で、その額もかなりのものになる。しかしながら、その消化の仕方については学部内で確たるコンセンサスが存在するわけではなく、そのつど了解を取り付けながら、いわば及び腰に支出方法が決められていた。勢い、年度末になると毎年かなりの額が未消化のまま残され、使途として、学部全体として使用可能な物品の購入が選択肢として上がる傾向がある。もちろん物品の購入が一概に「学部教育充実費」制度の趣旨に反するとは言えないが、本来この予算は、私立大学に一般的に見られる、学生数に比して教員数が少ないという現実から生じる教育上の制約を緩和するために設けられたものである。したがって、教員の授業を補助するためにの件費として支出されるのが望ましい。たとえば、基礎演習

(二年前期開講)の補助に学生をつけてそのアルバイト代として支出することの制度化などは考えられないか。基礎演習であれば、必修であるからすべての学生が恩恵を受けることになる。また、基礎演習はほとんどの教員が少なくとも数年に一度は担当しているので、特定の教員に支出が偏ることもなさそうである。

(2) 以上のような問題提起を受けて、具体的なルール案を笹本幸裕教授(当時法律学科主任)が作成することになった。笹本教授は、以下のような骨子の原案を提出した。

① 現実にS Aを使用するか否かは、基礎演習を担当する教員の選択にゆだねられる。基礎演習は法学部一年生に社会学を大学で学ぶために必要な素養を身につけさせるために開講されており、担当各教員はその目的に照らし自らの専門なども勘案しつつ、その素材や内容を自主的に決定するものとされている。S Aを使用するかしないかは、その決定に依存することになる。

② S Aは公募とする。学生にアルバイト代を支給するとなると、わずかな額であっても実質上は特定学生に対する学費払い戻しの意味合いを持ちかねないので、S Aになるチャンスはすべての学生(法学部、大学院法学研究科)に開か

れなくてはならない。

③ どのS Aをどの基礎演習に貼り付けるかについては、S A学生の適正や希望を考慮に入れて、それに適合する内容の基礎演習の担当になるようにできる限り配慮する。それによって教育効果も異なってくると思われる。具体的には、①教員の側に推薦する学生がある場合はその学生を優先的に割り当てる、②とくに推薦する学生のない教員はできる限り応募学生の希望(基礎演習の内容をなす学問分野や運営方法、ゆだねられる業務の内容に関する)と成績等適性を考慮して選択する、③以上の方法で決まらなかった基礎演習は抽選とする。なお、以上のような決定方式をとるため、学生の応募書類には個人情報が含まれることになるので、その管理には注意が必要である。

④ S Aの使用時間に上限を設ける。基礎演習ごとにS Aの使用時間に大きな偏りが出てはならないからである。具体的には、基礎演習の開講時間プラス α の使用が可能ないように定められた。なお、S Aに採用された学生は基礎演習の開講曜限には他の用件が入れられなくなり、その意味で拘束してしまうので、S A使用教員は使用可能時間を大幅にあらせることのないように配慮して欲しい、という要望が

出された(例えば、特段の業務がないときでも演習のモニターとして使用するなど、いろいろと方法は考えられる)。

(3) 以上のような笹本教授の提案は教授会において了承され、二〇〇四年度から実施されることになった(SAの使用時間の上限については微妙な判断が必要なので笹本教授は三案を提示され、そのうちのひとつが採択された)。もつとも、じっさいに応募してくれる学生はいるのか、どのくらいの教員が使用するのか、教育効果は上がるのか、など多くの不安を抱えながらの出発であった。

そのなかでも大きな心配は制度が本当に機能するのかわりとこととであった。二〇〇四年度はSA使用希望教員がのべで七名に対し応募学生が九名で七名採用、二〇〇五年度は希望教員がのべで一一名に対し応募学生が一一名で一一名採用であり、申し出のあったすべての科目にSAを配置することができた。このように、応募に対する採用比率が極端に低いこともなく、またSA学生と業務内容に大きなミスマッチがあったという声も聞かなかつた。したがって、この二年間にかんしては制度は機能したと評価できる。また、業務内容について、教員・受講生・SA学生の評判も概して良く、まずは順調な滑り出しといえよう。SAを使

用した授業の実際については項を改めて述べる。

二 SA業務の実際

(1) 基礎演習におけるSA

SAの業務形態には大別して、授業時間内における教員の補助と、授業時間外における教員の補助および学生のサポートがある。(一) 授業時間内の業務としては、教材配布、学生の質問への応答、学生の報告やディベートへのコメント、ディベートの運営の補助、時間外に作成した資料の報告などがある。

このような補助の利点として、演習の時間を効率的に使うことができ、教員の見えない点をサポートでき、また、教員の負担が減り、きめの細かい授業が提供でき、さらには次回教材の作成を迅速に進めることができた、ということを上げる教員が多かつた。また、授業時間内におけるSAと学生とのやりとりによって、クラスの雰囲気がいラックスし全体のコミュニケーションが活発化したことも見逃せない利点である。

基礎演習ではディベートを取り入れるクラスが増えてきているが、授業時間ごとの計時・採点集計、ディベート大会の裏方など、かなりの手間が必要なので、SA諸君の活躍がなければかなり運営

が困難になったと思われる。

さらに、S A から学生の目線で基礎演習の運営について感想をもらうことができ授業改善に役立ったという教員も多い。

(二) 授業時間外の業務としては次のようなものがあつた。

週一時間程度、学生の資料収集の手伝い(図書館にて)をしてもらったクラスもある。二〇〇五年度の授業時間外のサポートは、学生に非常に評判が良かった。授業に関することだけでなく、学生生活全般いろいろなことをアドバイスしていたようである。

ディベートとの関連では、次回のディベートのテーマに関する資料を調査し所在をまとめたペーパーの作成してもらったクラスもある。このペーパーは資料等の所在を調べること慣れていない一年生には、助かったようである。慣れてくると、このペーパーに加えて自ら資料探しをしてくるようになり、ペーパーは最初の手がかりとしての役目を果たした。

また、ディベート関係にかぎらず、授業に関連する資料の作成と、その資料の報告してもらったクラスも多く、S A 自身も資料作成を通じて知識がふかまったようである。

(三) 入門科目におけるS A

入門講義科目である「法律学の基礎」においてもS A 制度は利

用された。この制度は本来は基礎演習の補助を念頭に作られたものであるから、これは別途教授会で承認を得たうえで実施された。承認が得られた理由としては、同じ一年前期に開講される、大学生活への導入のための科目であり性格において基礎演習と連続性がある、せつかく応募してくれたS A が余っている、この科目にS A を使用しても予算消化が大幅に大きくなるわけではない、ということが上げられよう。

一年目は、出席カードの配布、提出課題のチェック、授業のモニターという業務が主であつた。これらにより教員の負担軽減による授業のパフォーマンスの向上が図れた。また、モニターとして学生の目線から感想をもらえたことは、「法律学の基礎」自体が新設科目であつたことから大いに有益であつた。

しかし、S A は後輩に対してより直接的な指導をしてあげたかったようであり、学生たちもそれを望んでいたようである。

そこで二年目は、S A には課題の添削を教員の監督の下でしてもらうことにした。このことで、後輩の指導に寄与できたという充実感はより大きくなったように思われる。また、試験の結果を見ても学生の学力向上にも一層の寄与をしたことがうかがわれる。ただ、S A 一人当たりが相手をする学生の数が膨大になるので、S A 一学生間で充分なコミュニケーションが行われるための時間

的ゆとりが少なく、双方に不満を残した可能性があり今後の検討の余地がある。

三 全体的評価と展望

(1) S A業務の細目とその評価については以上の通りであるが、それに尽きない全体的評価と今後の展望について述べたい。

授業の改善効果については前記のようにほとんどの教員が積極的な評価を述べていた。これが本来のS A制度の目的であるから滑り出しとしてはまずまずの成果であるといえよう。

また、学生の反応もよく、教科の内容にとどまらず、学生生活全般についてS Aが身近な相談相手となりよいお手本となったようである。

その他、S Aを使用した教員に意見を求めると、ほとんどの教員がS A自身の著しい成長をメリットとしてあげていたことが特記に値する。S Aは自分が一年生だったときのことを振り返ることで、学生生活を考え直す契機となったようである。また、S Aが他人とのコミュニケーションの方法を学ぶことができたことも重要であろう。

さらに、S A制度が学内の風通しを良くする起爆剤となるとい

う期待を述べる教員もいた。西南はゼミも学年単位なので、サークルに入っていない学生は上級生との交流がないままに卒業していつてしまうことになりがちであり、S Aの存在はそういう意味でも大きいと思われる。

(2) 以上のように、副次的効果も大きかったS A制度であるが、二年間の実施を経て留意すべき事項もいくつか浮かび上がってきた。

まず、S A制度を使用することによって、教員の負担軽減以上に上記のようなさまざまな効果があることが分かってきたので、S Aを事務屋さんという扱いをせず、教員のアシスタントである自覚を持たせ、信頼して、ある程度の仕事を任せることが重要であろう。

また、何をS Aに期待するのかを教員側が明確にしてS Aに伝えておかなければ、S Aも何をしてよいのか分からず、居場所がないなど、ストレスを抱える。S Aに何を期待するのか、ある程度教員側がイメージを持っておくことが必要である。

さらに当然のことではあるがS A自身にもいろいろな個性がある。学生に積極的に話しかけ刺激するタイプと、暖かく見守るタイプがいるであろう。前者は学生との距離感が問題になろうし、

後者では単なる教務補助になってしまう可能性もある。

そこで、どのような仕事をしてもらうか、できるならば S A 本人も交えた上でさまざまな可能性を十分に検討した上で、実際の仕事をしてもらう方が、効率的であるかもしれない。S A に対して講習会を行い、S A の仕事の概略を説明する機会を設けることも検討に値しよう。

(3) 今後の展望としては、まず、教員自身が S A の使用の仕方について習熟していく必要があるだろう。S A から「この程度でよかったのでしょうか」というたくましい感想も聞かれたことから、今後の改善により更なる活躍の場を与えることができるのではないかと思われる。

また、S A に多くの学生が応募する状況を作り、S A がいるのが当たり前、という雰囲気ができるのが望ましいということも、多くの教員が指摘しているところである。また S A 制度の存在を知らない学生が多すぎるのである。そして、現在のところ S A の質にかんしては教員の満足度は非常に高いが、希望者が多くなつたときは、質の確保が問題になるかもしれない。

それに関連して、(西南に限らないが)このような制度は特定の学生のみが利用する傾向にあるので、全体の雰囲気作りという

点からは幅広い人材を登用するほうが望ましい、と思われる。

さらに、S A 制度利用の枠組みを拡大する可能性があるのではないかという感想を持った教員もかなりいた。二年ゼミ、三年ゼミでも先輩の指導を仰げるならば、それなりに効果が期待できよう。特に専門分野のゼミとなるので、資料の調べ方や議論の立て方など、より効果的な指導が期待できる面もあると思われる。入門科目以外でも S A は活用できるかもしれない。ただしその場合は講義科目で出席をとったり教材をくばったりするだけになってしまうと、S A の趣旨からははずれるかもしれないので注意が必要であろう。

S A 制度の使用枠の拡大については、予算の枠の存在するところであるから野放図の拡大が不可能なのは言うまでもない。ただ、「学部教育充実費」に占める S A への支出割合は、二〇〇四年度は約七・五三%、二〇〇五年度は約八・二四% (一〇月一九日現在) に止まっており、今後の十分な検討に値しよう。

いずれにせよ、せっかく順調な滑り出しを見せた S A 制度であるから、この制度を今後も継続し大事に育てていくことが、授業の活性化、S A 学生・その他の学生の成長のために望ましいであろう。

以上

付記 本稿の作成に当たり、制度の創設・運営にかかわられた教職員、S Aを使用された教員、S Aを経験した学生の皆さんから、情報の提供やご意見を賜りました。本稿にすこしでも視野狭窄をまぬかれているところがあるとすれば、それは偏にこれらの方々のご助力に負うものです。ここに付記し感謝の意を表させていただきます。もちろん文責はすべて、最終的に文章にまとめた私（毛利）にあります。